

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

弥富市（以下「本市」という。）は、愛知県の西部・海部地区の南西端に位置し、東は蟹江町及び飛島村に隣接し、西は鍋田川（埋立）をはさんで三重県木曾岬町と地続きとなっており、北は愛西市に隣接し、南は名古屋港西部臨海工業地帯を経て、名古屋港の港湾海域に臨んでいる。

名古屋市に近接する恵まれた立地条件や、道路・交通の利便性等を背景に、北部を中心に住宅開発が進み、人口は増加を続けてきたが、平成27年国勢調査によると43,275人で、近年増加率が低下してきている。少子高齢化の進行をはじめとする社会・経済情勢の変化に伴い、今後は人口が減少に転じることが予測される。

地形は、濃尾平野の低地にあり、東西約9km、南北約1.5kmと南北に長い形をしており、総面積は48.18km²となっている。市域のほとんどが海拔ゼロメートル地帯で、西から東南へ穏やかな傾斜を持つ低湿地地帯である。

地質については、木曾川及びその支流の堆積土で形成された沖積層である。気候は、表日本式の気候区の特徴をもち、年平均気温15.7℃前後、年間降雨量1,200mm前後の温暖で、夏季多雨、冬季乾燥型であり、梅雨時や台風時期には降水量が多く、冬季には伊吹おろしと呼ばれる北西の冷たい風が吹く。このような立地条件のもとに稲作地帯として知られてきたが、伊勢湾台風を契機に土地改良事業や木曾川用水事業等の積極的な実施や、都市近郊の恵まれた立地条件等を生かし県下有数の農業地帯として発展してきた。特に施設園芸を中心とする資本集約型農業は、経営規模の拡大も進み先進的な経営も多くみられ、本市農業の発展と農業経済の安定向上に大きく寄与している。反面、稲作等土地利用型農業

については、農作業の受委託及び利用権設定等により農地の流動化が推進され、担い手の経営規模拡大が進みつつあるものの、農地の資産的保有の傾向や農家の兼業化に加え、高齢化の進展と重なり合い土地利用率の低下が懸念される等その農業生産体質はいくつかの問題を抱えている。

また、市街地の拡散による非効率的な基盤整備や優良農地の減少が懸念されており、幹線道路沿道では利便性が高いことなどから農地の転用が進んでいる。更に農用地の有する洪水防止等の多面的機能の低下も懸念され、現在構想段階である弥富市総合運動公園整備計画や多様化する土地需要の中で、都市的土地利用と自然的土地利用の明確化を図り、無秩序な開発の抑制を基本としつつ、集団的な土地利用調整をさらに進め農用地の利用集積を行い、土地利用型農業の担い手の経営規模拡大を図り、大型機械利用の高効率な農業を展開するため受託地の団地化を推進し、優良農地の集団的、効率的利用の確保に努め、計画的な土地利用を進め総合的なまちづくりを進める。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成28年)	1,823.5	51.9	19.5	0.6	—	—	276.0	7.8	56.0	1.6	1,336.0	38.1	3,511.0	100
目標 (平成37年)	1,700.0	48.4	19.5	0.6	—	—	300.0	8.5	70.0	2.0	1,421.5	40.5	3,511.0	100
増減	△123.5		—		—		24.0		14.0		85.5		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地1,823.5haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約1,686haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
都市計画道路 3・4・102 中央通線	中之割	ha 0.3	ha	ha 0.3	
都市計画道路 3・4・101 弥生通線	上之割 下之割	1.6		1.6	
都市計画道路 3・4・7 弥富 名古屋線	又八、楽平、 鎌倉	2.0		2.0	
都市計画道路 3・3・4 名古屋 第3環状線	中之割	4.2		4.2	
計				8.1	

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業（国の補助事業）又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・ 埋立・干拓又は客土、暗きょ排水等

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地。

該当集落数 59 該当農用地面積 約127.3ha

- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地。

該当集落数 4 該当農用地面積 約 2.3ha

- (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

- (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

社会情勢の変化に伴い農業を取り巻く構造に変化が現れ、本市においてもその影響を受けており、担い手の高齢化や農業後継者の他産業への流出現象等も見受けられるので、農業振興地域整備計画に社会情勢の変化を考慮した整備計画としての位置付けを持たせ、本市の農業振興に取り組む。

農用地利用計画は、概ね10年を見通して策定する計画であり、優良農地の確保を前提に、農用地区域からの除外を抑制し、本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を着実に実現するための集団的な農用地については、農用地区域としての保全を図る。そのため将来的に次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備し、弥富市総合計画に基づいて優良農地の保全に努める。

具体的な検討の基準は次のとおりとする。

ア 編入

以下の土地については基本的には農用地区域に編入する。

- 1) 過去に農業生産基盤整備事業が実施された土地と農業生産基盤整備事業が実施されることが見込まれる土地
- 2) 10ha以上の集団的農用地で、今後も優良農地として保全していくことが望ましい土地
- 3) 過去に事業実施のため農用地区域から除外したが、事業中止等により当該目的に供しないことが明らかになった土地
- 4) 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

イ 除 外

農用地区域の除外の検討にあたっては、道路、河川等により農用地区域界を明確にするとともに必要最小限にとどめるものとするが、具体的には将来にわたって農用地区域として保全・管理することが困難または不相当と認められる次の要件を満たす土地について農用地区域からの除外を検討する。

1) 集落介在地について

集落に介在する農用地については、農用地区域設定当初の趣旨を十分勘案して慎重に取扱うものとするが、除外に当たっては最小限にとどめるものとし必ずしも農用地が荒廃化している等土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難と認められる次の要件の全てを満たす土地であること。

ア 農用地区域の外周にあり、集落内に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難な概ね30a未満の土地

※ 30aの根拠：本市のほ場は概ね30a区画で整備されているが、宅地化の進展により孤立化して不整形となった30a未満の農地では、高性能農業機械による効率的な農業を営むことが不向きなため

イ 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微である土地

ウ 営農条件が悪く生産性の低い土地

エ 関係農家の農業経営上の支障が少ない土地

オ 相当期間（20年以上）、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと

2) 近代化不可地について

自然的・地形的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないとして認められる農用地等の除外については、必ずしも農用地が荒廃化している等土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等と

して保全管理することが困難と認められる次の要件の全てを満たす土地であること。

- ア 過去に農業生産基盤整備事業（工事完了後30年経過した事業は含めない）が実施されておらず、今後とも実施される見込みのない土地
- イ 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微である土地
- ウ 営農条件が悪く生産性が低い土地
- エ 関係農家の農業経営上の支障が少ない土地

3) 一般・公共案件について

本市の目指す農業振興計画の達成に支障がなく、法第13条第2項のいわゆる「除外5要件」を満たすもの、もしくは、法第10条第4項に該当するものであり、次の要件を満たす土地については、除外を検討する。

- ア 市の農業振興方針に支障がないこと
- イ 新規事業の場合は、当該施設を必要とする明確かつ合理的な理由が客観的に認められること
- ウ 他の法令に基づく許認可等の見込みが明らかな土地
- エ 公共・公益性の高い事業については地域の社会的事情等を配慮しやむを得ないと認められるもの
- オ 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微である土地
- カ 関係農家の農業経営上の支障が少ない土地

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域内の現況農用地を自然条件、社会条件などを踏まえて以下に示す3地区に区分し、各地区の特色を生かした農用地区域を設定する。これらの土地はほぼ農業生産基盤整備事業が完了している。地区内の農地のほとんどが水田であり、

水稻が栽培されている。また、養魚、施設園芸、畜産、裏作野菜の導入等にも利用され、今後も引き続きこれら土地利用の効率を向上するよう生産基盤の確保を行い単位生産性の向上を促進する。

畑はわずかで一般に集落周辺、堤防ぞいに分布し主として野菜生産に利用されている。

優良農地の確保については、農業振興地域の整備に関する法律や農地法等の運用により無秩序な農地のかい廃防止に留意し適正な管理保全に努めるとともに、集団的な土地利用調整を進め農用地の利用集積を行う。あわせて産地直売施設の推進、高齢者の生きがい対策や都市住民との交流促進等を通じ農地の多様な利用を推進する。

単位：ha

区分 地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計
弥富	231.9	—	—	0.8	232.7
鍋田	1,111.3	—	—	17.0	1,128.3
十四山	563.9	—	—	1.7	565.6
計	1,907.1	—	—	19.5	1,926.6

イ 用途区分の構想

(ア) 弥富地区 (A-1～A-3)

当地区は北部に位置し、市街化区域に隣接し交通が便利であるため宅地化が進展し他用途の土地需要が多く、ほとんどが水田として利用され、畑は集落周辺に分布している。これらの農用地を3区域に区分しそれぞれの農用地区域の有効利用を図る。

前ヶ平はじめ5集落（A－1）の農用地については、担い手への作業の集積や連担性を確保し、機械化による稲作の省力化を推進するとともに、田畑転換利用推進を図り施設園芸の導入を更に進める。

東荷之上はじめ9集落（A－2、A－3）の農用地は、農業生産基盤整備実施地区であるが、農道及び排水路整備を図るとともに集落周辺等に点在する畑地の団地化を図り、野菜の産地化計画の基盤として畑地の利用を促進する。

（イ）鍋田地区（B－1～B－8）

当地区は旧鍋田村及び鍋田干拓を包含し筏川水系に属する農用地で、昭和34年以降現在までに農業生産基盤整備事業はほぼ完了したが、一部農道拡幅など再整備が必要である。今後、たん水防除事業や地盤沈下対策事業により用排水路等の再整備を実施する。これらの農用地を8区域に区分しそれぞれの農用地区域の有効利用を図る。

中山はじめ6集落（B－1、B－2）は畑地が比較的多く、水田の裏作利用とともに野菜生産が多い。また、いちじく等も導入されていることから、田畑転換などの農業生産基盤整備の推進により土地の利用効率を更に高め、野菜及び果樹の主産地化を促進する。

寛延はじめ17集落（B－3～B－7）は水田が主体であるが、養魚池等が多く点在している。今後これらの団地化促進を実施し土地の利用効率の向上を図る。

鍋田集落（B－8）は国営干拓事業により造成された土地で、地区のほとんどが水田であり、生産基盤は市全域のモデルをなしている。今後、たん水防除事業等により用排水路等の再整備を実施するとともに、畑地の団地化による野菜及び施設園芸等の促進を図る。

（ウ）十四山地区（C－1～C－4）

当地区の農用地を地形、水系及び集落営農組織等により4区域に区分し、それ

それぞれの農用地区域の有効利用を図る。

木曾川用水事業の完成によって用排水分離がなされるなど、大型機械に対応する土地条件を備えていることから、今後も水田の汎用化を進め、水稻、麦栽培等の利用を促進する。

畑については集落周辺に散在しているので、団地化への方向も考慮し利用効率の拡大を進める。また、農業用施設用地は農用地と一体的に位置するので周辺農用地との有効利用を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

木曾川用水事業による農業用水の確保、木曾川用水施設緊急改築事業による揚水機場等の機能回復が行われたが、これらの事業が実施されてからかなりの年月を経ている。既存の農業水利施設を有効に活用するための計画的な更新整備と保全管理に努め、農業生産基盤の一層の充実を進める。

また、国、県との連携のもと農産物の出荷等流通面でのアクセスを良好にする為、広域農道の整備促進を図る。

ア 弥富地区

又八地区を除いて、農業生産基盤整備はほぼ完了している。しかし、区画が10aと小区画であり、農道幅員も狭いため、幹線農道の新設改修等を検討する。また、集団的農地の確保保全と機械化営農基盤の確立を図る。又八地区においては、現在のほ場を有効に活用し、農地の利用集積を推進する。

イ 鍋田地区

農業生産基盤整備は完了しているが、施設園芸等の生産施設の団地化を推進し、効率的な土地利用を図っていく。

ウ 十四山地区

ほ場内の支線排水路は、ほ場整備と同時に整備されたが、整備後かなりの年月が経過しており、老朽化による機能低下がみられる。このため基盤整備事業により支線排水路の整備を推進している。

このような状況の中で、今後は農産物の流通合理化・活性化を図るべく、広域農道の整備をし、高生産性農業の推進に努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県営広域営農 団地農道整備 事業	道路工 13,710m	市全域	5,391	①	尾張西南部地区 H5～H31 (継続)
団体営基盤整 備促進事業	排水路工 6,460m	C-4	52	②	六箇二期地区 H26～H30 (継続)
団体営基盤整 備促進事業	排水路工 6,000m	C-3	32	③	馬ヶ地地区 H30～H34 (新規)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

上位計画である市の総合計画との整合を図りつつ、農業振興のための各種事業を推進していく。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地と宅地の混在化、担い手の減少や高齢化、後継者不足に伴い、耕作放棄地の発生が予想される。農用地の無秩序な利用の制限と適正な土地利用を推進する。

農地中間管理機構との連携を図り、担い手への農用地利用集積を促進するとともに、実情に応じた地域農業の維持、継続を確保する。

洪水、水質汚濁、地盤沈下など自然的・社会的災害から農地・農業用施設を守り、農用地等の保全に資するため、地盤沈下対策事業、たん水防除事業により排水機場の設置、用排水路の改良を積極的に実施するとともに、地域全体で保全する多面的機能支払交付金事業を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営地盤沈下対策事業	用水路 9,699m	A-1	ha 1,513	①	木曾川用水地区 H8～H31 (継続)
県営たん水防除事業	排水機場2ヶ所 用水路 1,700m	B-3～B-8	538	②	鍋田2期地区 H8～H29 (継続)
県営緊急農地防災事業	排水路 1,500m	B-4、B-5	213	③	八穂3期地区 H18～H29
海岸保全施設整備事業	堤防補強工 5,355m	市全域	6,835	④	鍋田地区 H20～H32
県営緊急農地防災事業	排水機場1ヶ所	B-3	74	⑤	稲元地区 H21～H29
県営緊急農地防災事業	排水路工2,032m	B-1、B-2	184	⑥	鎌島地区 H25～H32 (新規)
県営農業水利施設保全対策事業	排水機場1ヶ所	B-7	267	⑦	末広第2地区 H26～H28 (新規)
県営緊急農地防災事業	排水路工 660m	C-1	35	⑧	椋場地区 H26～H31 (新規)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営緊急農地防災事業	排水路工1,160m	B-5	117 ha	⑨	狐稻地区 H27～H32 (新規)
団体営緊急農地防災事業	ゲート 4ヶ所	A-3	42	⑩	鯛浦地区 H27～H29 (新規)
団体営緊急農地防災事業 (弥富市)	排水路工 560m 付帯工一式	A-3、C-2	196	⑪	前ヶ須地区 H27～H30 (新規)
団体営緊急農地防災事業	排水路工1,380m	B-1	29	⑫	鍋田北部地区 H27～H30 (新規)
県営農業水利施設保全対策事業	排水機場1ヶ所	B-1	184	⑬	芝井川地区 H27～H30 (新規)
県営特定農業用管水路特別対策事業	用水路14,981m	B-3、B-4	85	⑭	鍋田中部地区 H27～H32 (新規)
県営特定農業用管水路特別対策事業	用水路15,447m	B-1	82	⑮	森津地区 H27～H32 (新規)
県営農業水利施設保全対策事業	排水機場1ヶ所	A-1～A-3 C-1～C-4	420	⑯	孫宝第2地区 H28～H31 (新規)
県営地盤沈下対策事業	排水路 815m	B-3	59	⑰	稲元地区 H28～H32 (新規)
県営地盤沈下対策事業	排水路 655m	B-4	86	⑱	稲荷崎地区 H28～H32 (新規)
県営特定農業用管水路特別対策事業	用水路16,598m	B-1、B-3	83	⑲	芝井地区 H28～H33 (新規)
県営緊急海岸整備事業	堤防補強工500m 堤防補修工1式	市全域	6,835	⑳	海部地区 H28～H30 (新規)
国営施設機能保全事業	排水機場2ヶ所	A-1～A-3 C-1～C-4	11,608	㉑	尾張西部地区 H27～H38 (新規)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営農業水利施設保全対策事業	排水機場1ヶ所	C-1	ha	㉔	大神場第2地区 H30～H32 (新規)
県営農業水利施設保全対策事業	排水機場1ヶ所	C-4		㉕	六箇地区 H31～H33 (新規)
県営地盤沈下対策事業	排水路 3,000m	B-3、B-5、 B-6		㉖	賞正地区 H30～H35 (新規)
県営地盤沈下対策事業	排水路 1,200m	B-7		㉗	末広地区 H30～H35 (新規)
県営地盤沈下対策事業	排水路 470m	B-8		㉘	鍋田干拓4号地区 H32～H36 (新規)
県営地盤沈下対策事業	排水路 840m	B-7		㉙	鍋田西末広地区 H32～H36 (新規)
県営特定農業用管水路特別対策事業	用水路 29,100m	B-4、B-5		㉚	鍋田第3地区 H29～H35 (新規)
県営特定農業用管水路特別対策事業	用水路 25,800m	C-2、C-3		㉛	六条地区 H31～H36 (新規)
県営特定農業用管水路特別対策事業	用水路 21,700m	A-1		㉜	楽平地区 H32～H36 (新規)
県営緊急農地防災事業	排水路工 2,000m			—	鍋田地区 H30～H35 (新規)
県営緊急海岸整備事業	堤防補強工 100m	市全域		㉝	海部2期地区 H31～H33 (新規)
団体営緊急農地防災事業	応急ポンプ2台	—		㉞	弥富地区 H29 (新規)
団体営緊急農地防災事業	排水路工 1,000m	B-7		㉟	末広地区 H30～H33 (新規)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
水資源機構 木曾川用水保全 管理事業	用水機場1ヶ所		ha	③④	H26～ (新規)

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地の発生防止は、地域全体の問題であるという意識改革が不可欠である。住民に対し、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の発揮の確保が身近な問題として理解されるような啓発活動を進める。また、多面的機能支払交付金事業を活用して、農業者だけでなく、地域住民、自治会等幅広い組織に農地等の保全に対する意識の一層の啓発を行うとともに、共同活動を通じて農用地等の保全とその質の向上を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

今後の市農業を重要な産業として振興するためには、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものとなるよう、平成37年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についてもさらなる経営強化を推進していく。

具体的な経営の指標は、市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現し、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。また、優良農地の保全、生産基盤の整備、農地の流動化の促進を図る。

担い手等の育成、受委託の促進等地域及び営農の実態に応じた生産組織の育成とともに、その経営の効率化を図り、組織全体の協業化・法人化を目指す。

効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
	基幹経営体 概ね800万円	概ね1,800時間
年間農業所得は、主たる従事者2人（主たる従事者1人当り400万円）を想定して示している		
新たに農業経営を営うとする青年等の農業経営の目標	概ね250万円	概ね2,000時間
	地域他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能目標所得とする。	

掲げた目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

主要な営農類型は主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び更なる所得向上を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

	営農類型	経営規模	作付面積	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
基幹経営体	水稻・小麦・大豆経営 従事者数 家族 1.6人 給与受給者(短時間) 0.1人	水田 41ha	水稻移植 9ha 水稻直播 8ha 飼料用米 3ha 小麦 11ha 大豆 10ha	16	延べ600ha
	水稻専作経営 従事者数 家族 1.9人 給与受給者(短時間) 0.1人	水田 40ha	水稻移植 12ha 水稻直播 10ha 飼料用米 18ha	1	
	トマト・ミニトマト専作経営 従事者数 家族 2.5人 給与受給者(短時間) 1.2人	施設 40a	促成長期 40a 又は 抑制＋半促成及び 促成＋夏秋 40a	29	
	ナス専作経営 従事者数 家族 2.5人 給与受給者(短時間) 1.2人	施設 45a	促成 45a	10	
	水稻葉菜専作経営 従事者数 家族 2.5人 給与受給者(短時間) 7.3人	施設 35a	ミツバ、レタス、 サラダナ、サンチュ、 ネギ、クレソンなど 35a	—	
	鉢花専作経営 従事者数 家族 2.5人 給与受給者(短時間) 0.9人	施設 露地 10a	ポインセチア 25a ポットマム 20a ノボタン 15a	8	

	営農類型	経営規模	作付面積	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
基幹経営体	カーネーション 専作経営 従事者数 家族 2.5人 給与受給者(短 時間) 3.0人	施設 60a	カーネーション 60a	1	
	養豚専業経営 (一貫経営) 従事者数 家族 2.0人	母豚頭数 100頭		—	
	採卵養鶏経営 (有利販売主体 経営) 従事者数 家族 2.5人	採卵鶏 1万羽		—	
ステップアップ経営体	水稻・小麦・大 豆経営 従事者数 家族 1.8人 給与受給者 1.0人	水田 70ha	水稻移植 15ha 水稻直播 14ha 飼料用米 7ha 小麦 17ha 大豆 17ha	9	
	トマト・ミニト マト専作経営 従事者数 家族 2.5人 給与受給者(短 時間) 5.0人	施設 80a	促成長期 80a 又は 抑制+半促成及び 促成+夏秋 80a	—	
	水稻葉菜専作経 営 従事者数 家族 2.5人 給与受給者(短 時間) 17.2人	施設 70a	ミツバ、レタス、 サラダナ、サンチ ュ、ネギ、クレソ ンなど 70a	6	

	営農類型	経営規模	作付面積	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
ステップアップ経営体	鉢花専作経営 従事者数 家族 2.5人 給与受給者(短時間) 4.3人	施設 60a 露地 20a	ポインセチア 50a ポットマム 40a ノボタン 30a	2	
	養豚専業経営 (一貫経営) 従事者数 家族 2.5人 給与受給者(短時間) 1.0人	母豚頭数 200頭		1	
個別経営体	トマト・ミニトマト専作経営 従事者数 家族 1.0人 給与受給者(短時間) 0.2人	施設 15a	促成長期 15a 又は 抑制+半促成及び 促成+夏秋 15a	—	
	イチゴ専作経営 従事者数 家族 1.0人 給与受給者(短時間) 0.7人	施設 16a	イチゴ 16a	2	
	露地専作経営 従事者数 家族 1.0人 給与受給者(短時間) 0.5人	露地 60a	ネギ 40a ハウレンソウ、コマツナなど 40a	4	
	露地小ギク+簡易施設輪ギク経営 従事者数 家族 1.0人 給与受給者(短時間) 0.3人	施設 8.1a 露地 40a	小ギク 40a 輪ギク 13.5a	1	

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成28年12月策定予定）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業情勢の変化、農地の資産的保有の傾向や農家の兼業化に加え、高齢化の進展と重なり、土地利用率の低下及び農地の流動化が進展するものと考えられる。優良農地の確保と担い手を中心とした生産組織の育成及び活用に努める。

農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。特に農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構との連携や農地利用集積円滑化事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を促進する。

	農用地等の流動化	農作業の受委託	農作業の共同化		耕地利用率	裏作導入	備考
	ha	ha	組織	戸	%	ha	
現在(27年)	542	1,308	—	—	120	403	
32年	580	1,400	—	—	123	430	
37年	600	1,500	—	—	125	460	

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

土地資源の有効利用を基本としつつ、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。その際、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進する。

地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう集落に關係する団体との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう関係機関・団体と協力しながら推進していく。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて農作業受託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、弥富地域農業機械銀行受託部会、十四山受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、海部農林水産事務所農業改良普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(1) 認定農業者の育成目標

	認定農業者
現 状 平成27年度	90
目 標 平成31年度	100

(注) 平成27年度アクションプログラムによる現状及び目標

(2) 農業法人の育成目標

	法人形態の経営体数			うち認定農業者
		うち認定農業者	うち特定農業法人	
現 状 平成27年度	11	11	0	0
目 標 平成31年度	13	13	0	0

(注) 平成27年度アクションプログラムによる現状及び目標

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市における農業は都市近郊農業として地区の実情に応じ、重点作目を水稲、小麦、大豆、レタス、トマト、なす、みつば、施設花きとし、これらの作目を中心に農業生産基盤の整備とあわせ目標営農類型による認定農業者等の育成を図り、農業機械施設等の整備を促進するとともに、都市近郊の立地条件を生かした産地直売施設の整備充実を図る。

(1) 弥富地区

この地区は都市化が進み、兼業農家が多い状況であるが、自立農家は施設野菜＋水稲の複合経営を実施している。

施設園芸については今後も青壮年層による規模拡大や施設拡充が期待される。各種栽培技術の進歩に伴う高度な土地生産性が要求されるため、各地域とも田畑転換を団地的に実施し、給排水施設、温度管理、その他共同管理施設の整備を推進することで、主産地の発展を図る。

また、地域住民の研修及び組織の育成、農産物の集出荷、災害時の緊急避難場所として多目的共同利用施設の活用を進める。

(2) 鍋田地区

○北部地区（B－1、B－2地区） この地区はトマト、なす等施設園芸を主体とする農家の地域と水稲＋麦＋大豆の複合経営を行う農家の地域の二つに分けられるが共に営農意欲が旺盛であり、今後も青壮年層による規模拡大と施設充実等が期待される。各種栽培技術の進歩に伴い高度な土地生産性が要求されるため、施設園芸では促成栽培を推進するため給排水、温度管理施設等の資本装備を進め、生産性の向上に努める。

一方、水稲＋麦＋大豆の複合農家においては、排水路等の完備による乾田化の促

進とともに効率的な土地利用体系を確立し、産地形成を進める。

○中部地区（B－3～B－7地区） 弥富市の農業の中心的地域であり、施設園芸、施設野菜、露地野菜、水稻＋麦＋大豆の複合経営が主体をなしている。

今後、経営体の経営規模拡大とともに稲作の徹底した省力化と野菜の生産技術改善が必要である。施設園芸では集団化を積極的に推進し、土地及び労働生産性の向上と専業農家育成を重点的に推進する。

○南部地区（B－8地区） この地区の農家は米専業農家、施設野菜、露地野菜、畜産専業農家に大きく分けることができる。各経営類型において自立経営志向農家を育成するためには、分業化を進め経営規模拡大を推進することが必要である。

水稻専業農家については、農業機械銀行の充実及び大形機械施設の整備促進と農作業の受託及び農用地利用集積等により経営規模拡大を推進する。

畜産については家ちく排せつ物の適切な処理を行い、耕種農家との連携による環境保全型農業を推進する。

水田裏作の露地野菜（レタス、カリフラワー）については、品種統一及び組織育成による共選・共販体系の確立を図る。

（3）十四山地区

基幹作物である水稻を中心として、施設野菜、施設花きなどの生産が行われている。

水田の裏作として麦、大豆を推進し、民間流通に移行することを踏まえ、高品質で安定した低コスト生産を行うための組織化対策、技術改善、流通の改善を進める。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連
該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を担うべき者を育成・確保するために、海部農起業支援センター、あいち海部農業協同組合などと連携し就農に向けた情報提供や、農業委員会等関係機関と連携してきめ細やかな就農支援をしていく。

また、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

若手の農業者の育成確保を最重要課題と認識し、県・市・農業関係団体と十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うための体制を編成し、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、名古屋市近郊にあり、通勤も便利なことから農業従事者についても安定した就労の場があり、第2種兼業農家が大半を占めている。

農業用施設、機械の大型化により、兼業農家における農業従事日数も減少し、安定的な雇用を背景にして農業以外の他産業からの収入も増し、いわゆる安定兼業農家が増加した。

しかし、今後は近年の技術革新によりあらゆる面での省力化が進み、労働生産性が向上してきているため、将来的には、就業機会の確保は不透明である。このようなことから、積極的な企業誘致による就業機会の維持確保に努める。

(単位：人)

勤務形態	従業地								
	市町村内			市町村外			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	483	413	896	767	656	1,423	1,250	1,069	2,319
自営兼業									
出稼ぎ									
日雇・臨時雇									
総計	483	413	896	767	656	1,423	1,250	1,069	2,319

(注) 平成27年度アンケート調査結果に基づくもの

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の多くは、都市近郊により安定した就業の場を確保しているが、第2次産業の省力化による就業機会の減少を想定した場合、企業誘致をはじめ各種産業振興施策の推進を通じて雇用機会の確保・拡充を目指す。

また、農業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した農業者による新たな産業の創出を促進するなど、農業・農村の6次産業化への取組みを推進する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(安全性)

本市は「もっと災害に強いまちづくり」を地域づくりの基本目標に掲げている。

本市には一級河川の木曾川や鍋田川をはじめ多くの河川が流れている。これに市域のほとんどが海拔0メートル地帯という土地条件を踏まえ、水害をはじめとする自然災害に強いまちづくりに向け、海岸堤防はもとより、一級・二級河川をはじめとする各河川、排水路、排水機場の整備・改修を促進し、治水安全度の一層の向上を図る。

さらに、東海・東南海・南海地震への備えをはじめとする総合的な防災体制の一層の充実が求められている。このような中、あらゆる災害に強いまちづくりを進めるため、消防団の充実や海部南部消防組合による広域的な常備消防・救急体制の充実、消防施設の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、地域防災計画等の指針に基づき、自主防災組織や防災ボランティアの育成、防災施設の整備、避難路・避難場所の確保・周知、広域的な応援体制の充実をはじめ、総合的な防災・減災体制の確立を図る。

また、武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく施策を推進する。

防犯については、近年、子どもが被害者となる凶悪犯罪が発生しているほか、犯罪の広域化、低年齢化の傾向が強まり、犯罪に対する安全性の確保が特に重視される中、警察・防犯協会、市民などと連携し、啓発活動の推進や自主防犯組織の育成に努め、市民の自主的な地域安全活動、パトロール活動を促進するとともに、防犯灯・防犯カメラの設置を図り、市一体となった防犯体制の強化に努める。

交通安全の面では、交通事故のないまちに向け、警察や関係団体等との連携のもと、交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、危険箇所や通学路を中心とした交通安全施設の整備を行うなど、交通安全対策の総合的推進に努める。

(保健性)

ごみの収集体制の充実や海部地区環境事務組合による広域的なごみ処理・リサイクル体制、し尿処理体制の充実を進めるとともに、市民への広報・啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底や3R運動の促進、浄化槽及び農業集落排水施設の適正な維持管理の徹底指導等により、家庭雑排水による排水路への汚染防止を図る。

また、市営墓地・火葬場については、総合霊園として一層の整備充実を進める。

保健・医療については、市民一人ひとりの健康寿命の延伸と予防重視型の社会づくりに向け、健康増進計画や特定健康診査等実施計画などの指針に基づき、健全な生活習慣の確立のための地域ぐるみの健康づくり活動の促進、地域の健康課題を踏まえた健康診査・指導等の推進、安心して子どもを産み育てられる母子保健体制の充実など、体系的な保健サービスを推進する。

また、医療ニーズの高度化、多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、市内外の医療機関との連携や広域的連携のもと、地域医療体制の充実を進める。

(利便性)

交通の要衝のまちとしての機能の一層の強化と市全体の発展可能性の拡大に向け、地域高規格道路である一宮西港道路の早期事業化、国道1号の4車線化や名古屋第3環状線の新設改良をはじめとする国・県道の整備を関係機関に積極的に働きかけていくとともに、中央幹線道路をはじめとする市道の整備及び維持管理を計画的、効率的に推進する。道路整備にあたっては、安全、環境・景観にも配慮した人にやさしい、うるおいのある道づくりを進める。

公共交通機関については、一層の利便性向上に向け、鉄道駅周辺を含めた環境整備やJR・名鉄弥富駅橋上駅舎化の促進に努める。

情報化については、市民生活の質的向上と市全体の活性化に向け、CATVへの加入を促進し、コミュニティチャンネルを通じた地域情報の提供や議会中継、防災情報の提供等の充実努めるほか、行政内部の情報化の一層の推進、市民ニーズに即した各分野における情報サービスの提供を図り、電子自治体の構築と市全体の情報化を一体的に推進する。

また、だれもがこれらを安心して利活用することができるよう、情報化に関する教育・研修の充実、情報セキュリティ対策の強化を図る。

(快適性)

子どもが安全に遊べる場や地域住民のいこい・やすらぎの場として、また、災害時の避難場所としての公園・緑地の整備が求められる中、全市的な視点から公園・緑地の整備、既存公園の整備充実や維持管理体制の充実を計画的に進めていく。

また、名所となりつつある三ツ又池公園芝桜エリアの拡大を図り、保全及び有効活用を進めるとともに、その他の河川や水路等の周辺についても水に親しめる環境整備を進めるなど、特色ある親水・親緑空間の保全と創造に努める。

高齢者支援対策としては、第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、すべての高齢者ができる限り自立した日常生活を営み、介護が必要になっても適切なサービスを受けながら、健康で安心して暮らせるまちづくりを進める。

高齢者支援推進体制の充実、地域包括支援センターを核とした地域支援事業の効果的な推進、要支援認定者を対象とした予防給付、要介護認定者を対象とした介護給付の実施等を図る。

子育て支援対策としては、子ども・子育て支援事業計画のもと、児童クラブや地域子育て支援拠点事業の充実、保育サービスの充実、児童館の整備など地域における子育て支援の充実をはじめ、子どもと母親の健康の確保に向けた施策の展開、次世代の親の育成など教育環境の整備、子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備、子どもの安全確保、さらには児童虐待やひとり親家庭など要保護児童への対応など、多面的な施策を総合的に推進する。

(文化性)

すべての市民が生涯にわたって主体的に学び続け、その成果が本市のまちづくりに生かされる生涯学習社会の形成に向け、総合的な指針づくりのもと、学習環境の整備を進める。

老朽化への対応や耐震化等を勘案した生涯学習関連施設の整備充実を図り、有効活用に努める。指導者やボランティアの育成・確保及び登録・派遣体制の整備、学習情報提供体制の整備、社会・経済情勢の変化や市民ニーズに即した特色ある学習プログラムの整備と提供を図り、学習機会の充実に努める。

スポーツの面では、すべての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができるよう、総合的な指針づくりのもと、スポーツ施設の整備充実及び有効活用、新たな総合運動公園の整備検討を進めるとともに、体育協会など各種スポーツ団体の育成や総合型地域スポーツクラブの育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実など、スポーツ活動の場と機会の充実に努める。

文化・芸術の振興としては、うるおいと生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、各種文化芸術団体の育成に努めるとともに、多様な文化芸術を鑑賞する機会や成果を発表する機会の充実、指導者の育成・確保に努め、市民主体の文化芸術活動の一層の活発化を促進する。

また、水郷文化に培われた有形・無形の貴重な文化財の保存・活用、市出身の文化人の顕彰を進めるとともに、歴史民俗資料館の充実・活用を図り、市内外の多くの人々

が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりに努める。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
公共下水道	鎌島北処理分区 5 ha	鎌島北処理分区	①	特定環境保全公共 下水道事業
公共下水道	西中地処理分区 2 ha	西中地処理分区	②	特定環境保全公共 下水道事業
公共下水道	ポプラ台処理分区 7 ha	ポプラ台処理分区	③	特定環境保全公共 下水道事業
公共下水道	荷之上処理分区 16 ha	荷之上処理分区	④	特定環境保全公共 下水道事業
農業集落排水処理施設	十四山北部 管路施設 16, 222m 弥富北西部 管路施設 12, 100m	十四山北部・弥富北西部 処理区	⑤	農業集落排水事業 (機能強化) H28～H30
農業集落排水処理施設	広大海処理区 管路施設 8, 851m	広大海処理区	⑥	農業集落排水事業 (機能強化) H29～H31
農業集落排水処理施設	鍋田処理区 管路施設 3, 477m	鍋田処理区	⑦	農業集落排水事業 (機能強化) H30～H32
農業集落排水処理施設	十四山南部処理区 管路施設 16, 612m	十四山南部処理区	⑧	農業集落排水事業 (機能強化) H31～H33
農業集落排水処理施設	十四山西部処理区 管路施設 27, 640m	十四山西部処理区	⑨	農業集落排水事業 (機能強化) H32～H34

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)
- 3 農用地等保全整備計画図 (付図3号)
- 4 農業近代化施設整備計画図 (付図4号: 該当なし)
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号: 該当なし)
- 6 生活環境施設整備計画図 (付図6号)
- 7 農用地区域に含めないことが相当な土地の図面 (付図7号)
- 8 表示の手段としての計画図 (付図8号)

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・ 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A-1	前ヶ平、西中地、東中地、又八、楽平	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
A-2	東荷之上、西荷之上、五之三本田、五之三新田	同 上	
A-3	車新田、鎌倉、上之割、中之割、下之割	同 上	
B-1	中山、川原欠、森津、芝井	同 上	
B-2	鎌島、松名	同 上	
B-3	寛延、稲元、稲吉	同 上	
B-4	三好、加稲、富島、中原、稲荷崎、境	同 上	
B-5	狐地、稲狐、三稲	同 上	
B-6	稲荷、操出	同 上	
B-7	大谷、西末広、東末広	同 上	
B-8	鍋田	同 上	
C-1	神戸、桴場、鳥ヶ地	同 上	
C-2	六條町（堤蛇ヶ江、大山、五斗山）、鍋平、三百島	同 上	
C-3	坂中地、鮫ヶ地、善太町、馬ヶ地、子宝	同 上	
C-4	西蜆、東蜆、四郎兵衛、亀ヶ地、上押萩、下押萩、竹田、海屋	同 上	

※詳細は付図8号のとおり

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・ 区域番号	用途区分
A-1	農地：付図8号の黄色の地域 農業用施設用地：付図8号の橙色の地域
A-2	同上
A-3	同上
B-1	同上
B-2	同上
B-3	同上
B-4	同上
B-5	同上
B-6	同上
B-7	同上
B-8	同上
C-1	同上
C-2	同上
C-3	同上
C-4	同上